

# 三芳町国土強靱化地域計画

令和3年3月



## 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の概要</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-1	策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
<b>第2章</b>	<b>本町の概況</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2-1	本町の自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2-2	本町の世界状況・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2-3	想定する大規模自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2-4	過去に被害をもたらした災害・・・・・・・・・・・・・・・・	10
<b>第3章</b>	<b>計画策定の基本的な考え方</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	12
3-1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	12
3-2	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	12
3-3	事前に備える目標(行動目標)・・・・・・・・・・・・・・・・	12
<b>第4章</b>	<b>脆弱性評価</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	13
4-1	脆弱性評価の考え方とリスクシナリオの設定・・・・・・・・	13
4-4	「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価 ・・・・・・・・	15
<b>第5章</b>	<b>強靱化に向けた行動(事前に備える目標)</b> ・・・・・・・・	16
5-1	過去の災害の際に生じた主な課題・・・・・・・・	16
5-2	重点的に推進する取組の設定・・・・・・・・	17
5-3	事前に備える目標別の強靱化に向けた行動・・・・・・・・	18
<b>第6章</b>	<b>施策分野別の強靱化に向けた方針</b> ・・・・・・・・	27
6-1	施策分野の設定・・・・・・・・	27
6-2	施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係・・	27
6-3	施策分野ごとの取組の方向性・・・・・・・・	28
<b>第7章</b>	<b>地域強靱化の推進に向けて</b> ・・・・・・・・	37
7-1	地域強靱化に向けた推進体制の確保・・・・・・・・	37
7-2	計画の見直し・・・・・・・・	38



## 第1章 計画の概要

### 1-1 策定の趣旨

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行した。また、平成26年6月には、国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができる。」旨、規定されている。

本町は、周辺自治体より比較的地盤が強く地震が起きても揺れにくい傾向にあり、また洪水浸水想定区域内に一般住宅もないことから、地震、風雪水害の被災経験に乏しい。

しかし、発生の可能性が高いとされる東京湾北部地震をはじめ、大規模自然災害等発生時には、住民の生命、身体及び財産と住民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たすため、社会状況や地域特性を踏まえた大規模自然災害への脆弱性を平常時の備えにより克服（強靱化）することが必要である。

以上のことから、住民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、住民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、住民の安全・安心を守るよう備えるため、三芳町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

### 1-2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」として、本町における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画である。

このため、本町を包含する県土全域に係る「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）との調和を保つとともに、「三芳町第5次総合計画」とも整合・調和を図りながら、国土強靱化に関して、本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

また、本計画は発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、これに対し、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は発災後の応急復旧の

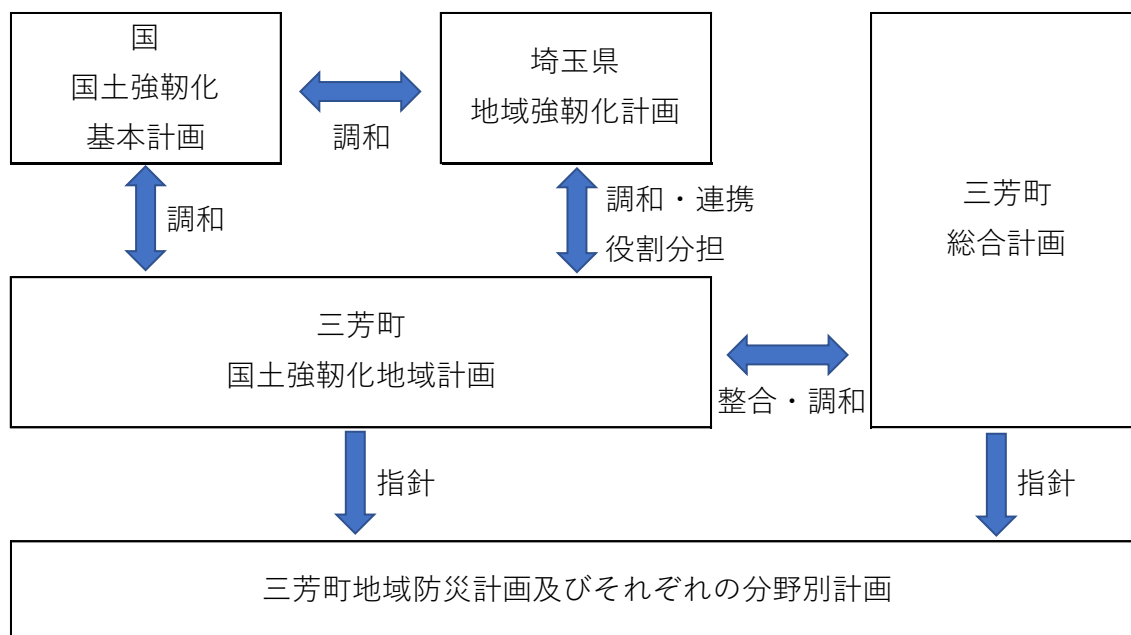
ための役割ごとに実施主体と取組内容を明確にすることが中心の計画である。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる

#### ■国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



## 第2章 本町の概況

### 2-1 本町の自然条件

#### (1) 位置・面積

本町は、埼玉県の南西部、武蔵野台地の北東部に位置する、南北約4.2km、東西約6.9km、面積15.33km<sup>2</sup>の都市である。周囲を川越市、所沢市、ふじみ野市、富士見市、志木市、新座市と接し、東京都心部まで30km圏内の距離にある。

#### ■三芳町の位置



#### (2) 地勢

本町は、武蔵野台地の北東部に位置し、西から東に向かって緩やかに下る標高約25～50mの平地が主となっている。南東部には新河岸川に注ぐ柳瀬川など、台地面を削った浅い谷地がある。

#### (3) 気象

気候は、表日本式気候に属する。このため、夏は日中かなりの高温・多湿となるほか、しばしば雷雨に見舞われる。冬は北西の強い季節風が吹き、低湿度の晴天の日が多い。4月～5月頃にみられる晩霜は、時として農作

物に被害をもたらすことがある。

#### (4) 土地利用

令和元年1月1日現在、地目別面積は、比率の高いものから、畑36.59%、宅地30.07%、山林8.74%、雑種地9.78%、その他14.68%となっている。

市街化区域用途別面積では、全298.6haのうち、第一種低層住居専用地域24.2%、第一種中高層住居専用地域19.3%、第一種住居地域16.5%、第二種住居地域9.5%、近隣商業地域0.9%、工業地域29.6%となっている。

#### 地目別土地面積

各年1月1日現在

(単位：ha)

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
平成24年	1 530.0	-	576.3	439.8	-	151.9	-	0.0	144.9	217.0
25	1 489.0	-	575.4	443.6	-	151.3	-	0.0	142.4	176.3
26	1 530.0	-	573.5	446.9	-	148.1	-	0.0	142.6	218.8
27	1 533.1	-	572.1	451.0	-	143.6	-	0.0	145.3	221.1
28	1 533.0	-	569.5	454.4	-	142.8	-	0.0	144.7	221.6
29	1 309.5	-	566.7	456.9	-	140.2	-	0.0	145.7	-
30	1 308.5	-	563.0	459.0	-	137.1	-	0.0	149.4	-

資料：埼玉県統計年鑑

- ※ この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる。
- ※ 雑種地とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等である。
- ※ その他とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、要悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地をいう。
- ※ 平成29年より、その他項目公表なし。

## 2-2 本町の社会状況

### (1) 人口等

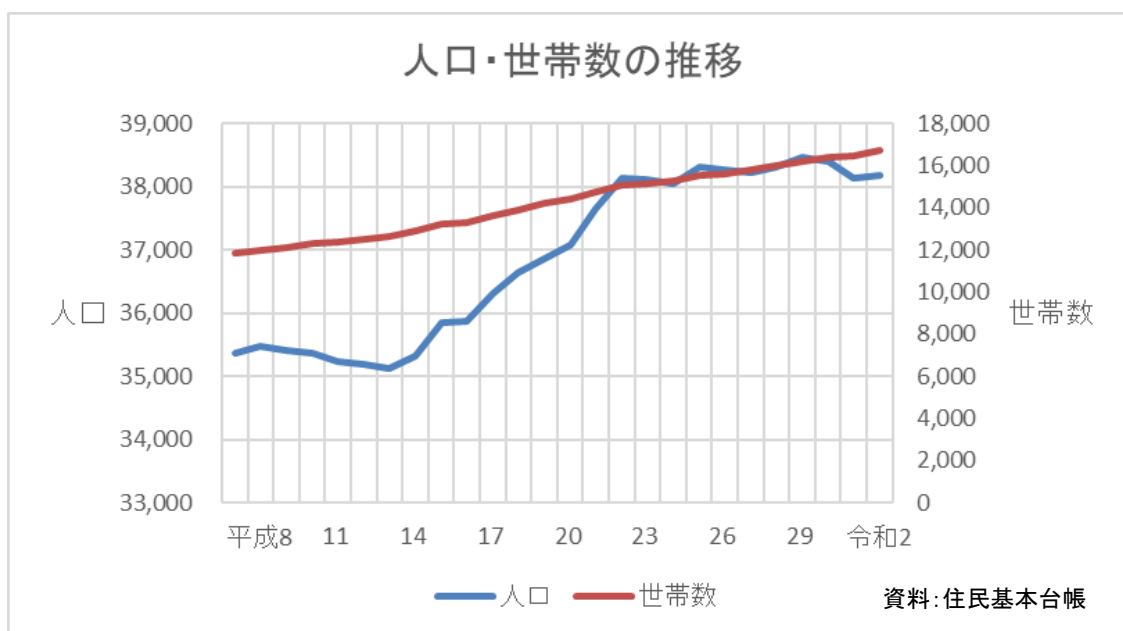
平成27年の国勢調査で、我が国の人口は初の減少に転じた。明治時代以降急激に増加してきた人口は、今後急激な減少に向かうと予測されている。

本町の総人口の推移は、昭和60年から平成2年のバブル期に10%以上の急増を経て、その後も増加傾向を維持していたが、平成22年からほぼ横ばいの状態が続き、令和3年1月（住民基本台帳）では38,135人となった。

世帯数は、増加を続けて令和3年1月（住民基本台帳）では16,693



世帯で、世帯当たり人員数は減少傾向にある。

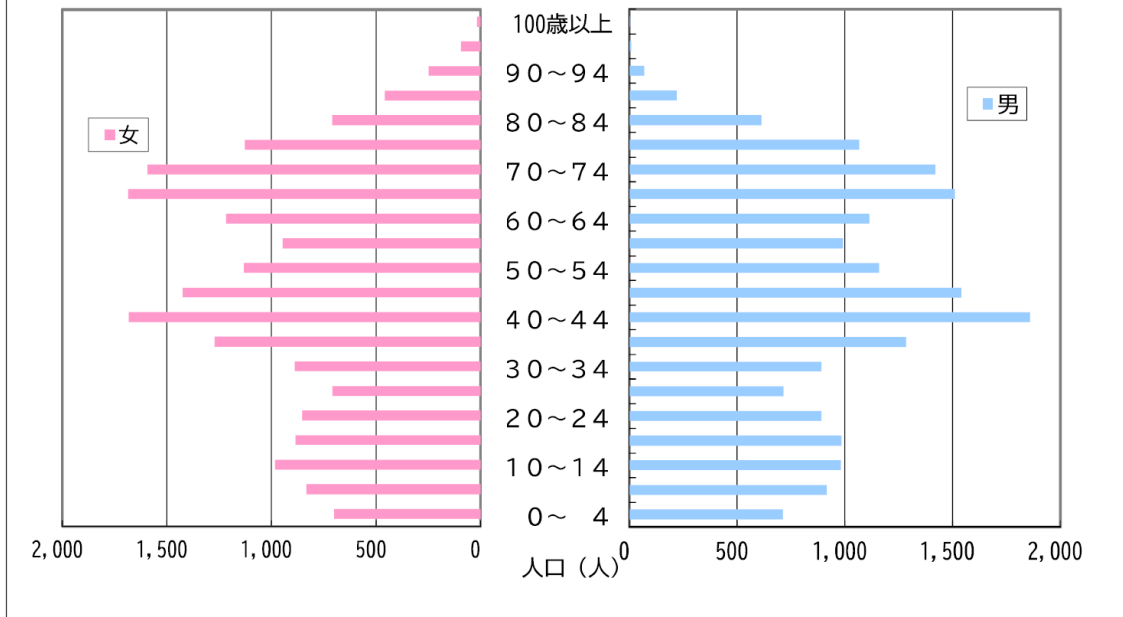


年齢3区分別人口の構成は、平成17～27年で生産年齢人口（15～64歳）の割合が約10ポイント低下し、老年人口（65歳以上）の割合がその分増加する形となっている。

年少人口（15歳未満）の割合は、昭和60年から平成7年にかけて10ポイント減少したものの、以降はほぼ横ばいで推移しており、住民の高齢化が進む中でも、一定の若年世帯の流入があることが考えられる。

5歳階級別の比率の経年比較では、昭和60年にあった35～49歳とその子ども世代である5～19歳の2つのピークがほぼスライドする形で30年後の平成27年では65歳～79歳と35歳～49歳がピークとして現れている。ただし、昭和60年と違って35～49歳の子ども世代である5～19歳には目立ったピークは見られない。

## 5歳別人口の推移 (平成27年国勢調査)



(2) 産業・経済

平成 29 年度の町内総生産は、名目で約 2,399 億円と県内 29 位の規模となっている。

町の農業は、都心から 30 キロ圏内にある畑作中心の都市農業として、生産農家の努力により県内有数の農業生産額を上げていて、平成 30 年の農業産出額（推計）は約 29.3 億円となっている。作物別では「野菜」の産出額が約 24.6 億円で、次いで、「いも類」、「工芸農作物」、「乳用牛」、「雑穀」となっている。

集落別作物類別作付面積

(平成27年2月1日現在 単位:a)

作物類別	総計	上富 (一区)	上富 (中組)	上富 (下組)	北永井	藤久保 (上組)	藤久保 (下組)	竹間沢
総計	31,013	5,787	5,211	7,845	6,254	1,028	3,783	1,105
稲	-	-	-	-	-	-	-	-
麦類	245	-	-	150	95	-	-	-
雑穀	520	-	70	-	335	-	-	115
いも類	3,618	53	2,724	595	149	-	87	10
豆類	241	50	15	65	1	-	110	-
工芸 農作物類	743	550	123	-	70	-	-	-
野菜類	24,730	4,868	2,253	6,558	5,504	1,028	3,551	968
花き類 花木	130	-	-	105	-	-	25	-
果樹類	164	76	4	62	-	-	10	12
その他の 作物	622	190	22	310	100	-	-	-

注: 販売農家のみ計上

(資料: 農林業センサス)

工業は、平成 30 年の事業所数は 160 事業所、従業者数が 9,039 人、製造品出荷額等が 2,222 億 6,062 万円となっている。業種別では「食料」の出荷額が 686 億 1,186 万円、次いで、「印刷」、「電気」、「化学」と続いている。

工業統計調査中分類集計結果

(単位:万円)

業種別	事業所数	従業者数(人)			現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等	生産額
		男	女	計				
平成29年合計	154	5,380	2,430	7,810	3,312,223	10,636,119	19,235,601	20,303,758
平成30年合計	160	6,138	2,901	9,039	3,578,124	14,068,369	22,226,062	23,598,917
食料	14	1,600	1,381	2,981	865,116	3,473,399	6,861,186	6,868,010
飲料	-	-	-	-	-	-	-	-
繊維	1	2	2	4	x	x	x	x
木材	-	-	-	-	-	-	-	-
家具	9	81	24	105	45,984	74,684	125,960	136,860
紙パ	2	111	29	140	x	x	x	x
印刷	18	1,317	350	1,667	798,255	2,380,516	3,407,377	4,074,758
化学	3	514	163	677	402,720	2,308,190	2,584,398	2,579,190
石油	-	-	-	-	-	-	-	-
プラ	17	382	250	632	223,079	480,132	873,126	1,001,292
ゴム	1	27	2	29	x	x	x	x
皮革	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業	2	8	3	11	x	x	x	x
鉄鋼	4	153	7	160	98,356	291,711	474,063	477,918
非鉄	14	305	116	421	167,091	609,728	868,344	939,438
金属	19	187	57	244	94,948	136,083	298,460	388,163
は用	2	15	16	31	x	x	-	x
生産	17	291	62	353	176,450	511,280	1,100,114	1,094,876
業務	6	104	104	208	67,896	116,167	239,869	245,804
電子	3	149	44	193	86,296	413,735	1,253,878	1,320,348
電気	6	461	127	588	252,848	2,490,475	2,903,896	2,960,365
情報	2	69	33	102	x	x	x	x
輸送	10	234	53	287	124,011	211,312	413,157	504,866
その他	10	128	78	206	68,051	85,777	181,208	208,012

注：Xは2事業所以下の数字を秘匿したものである  
 ※従業者4人以上の事業所

(資料:工業統計調査)

商業は、平成28年の卸売業の事業所数は110事業所、従業者数は1,416人となっている。また小売業では、事業所数は227事業所、従業者数は2,739人となっている。

## 業種別事業所数・従業者数

業 種	事業所数	従業者数(人)
総 数	337	4,155
織 維 ・ 衣 服 等 卸 売 業	2	4
飲 食 料 品 卸 売 業	19	573
建 築 材 料, 鋳 物 ・ 金 属 材 料 等 卸 売 業	40	342
機 械 器 具 卸 売 業	31	327
そ の 他 の 卸 売 業	18	170
各 種 商 品 小 売 業	2	148
織 物 ・ 衣 服 ・ 身 の 回 り 品 小 売 業	14	138
飲 食 料 品 小 売 業	67	1,191
機 械 器 具 小 売 業	55	380
そ の 他 の 小 売 業	77	666
無 店 舗 小 売 業	12	216

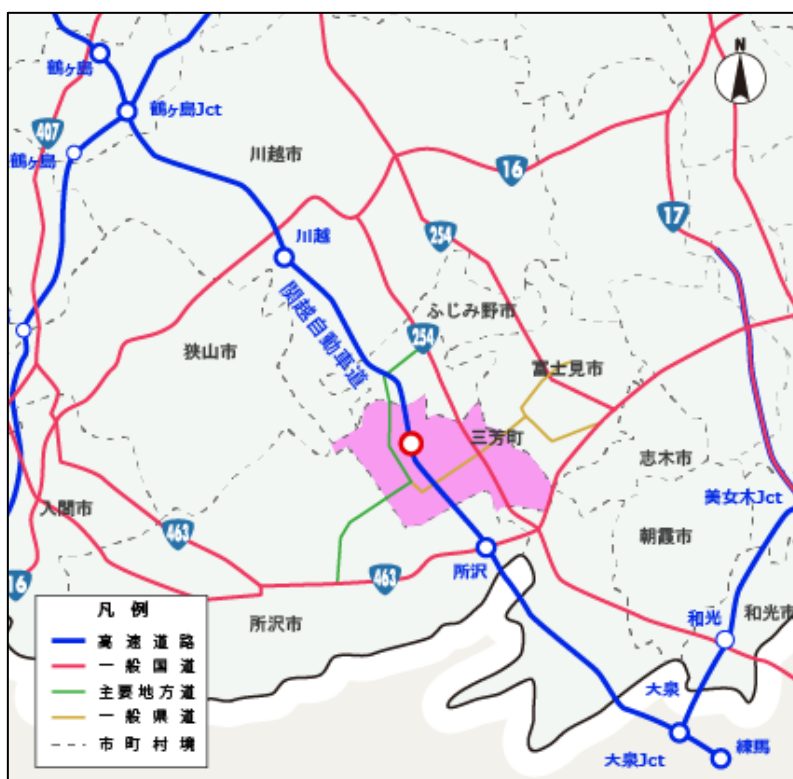
(資料:平成28年経済センサス-活動調査)

### (3) 交通

町には主要な道路として、西部に関越自動車道が、東部に国道254号(川越街道)がそれぞれ南北に縦貫し、南部を国道463号が東西に走っている。また、主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線が南西から北に走り、一般県道三芳・富士見線が中央を東西に走っている。

町の唯一の広域的な交通結節点である関越自動車道の三芳スマートICは、小型車限定(車長6m以下)により、新潟方面のみ利用可能なハーフ運用されているが、さらなる整備としてフルインター化・車種拡大

(車長 12m 以下) の整備を行う。



## 2-3 想定する大規模自然災害

### (1) 想定する大規模自然災害の範囲

町内で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、地震、風雪水害の2種類を基本とする。

### (2) 想定する大規模自然災害の規模

町内で被害が生じる大規模自然災害として、地震では東京湾北部地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震における三芳町内最大震度は6弱が想定されている。また、水害では、新河岸川・柳瀬川が氾濫した場合に、竹間沢東地区を中心に、浸水した場合に想定される水深が最大で3.0m~5.0m程度となるような浸水被害の危険性がある。

## 2-4 過去に被害をもたらした災害

### (1) 地震

過去に関東地方に最大の影響を与えたものは、関東大震災である。三芳町は武蔵野台地上に位置し、地震に対する地盤が比較的良好いため被害

は少なく、三芳町の震度は、震度 4～5 弱であったと推定される。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、三芳町においても震度 5 弱が観測され、竹間沢を中心に広範囲での停電が発生（12 日未明に復旧）、28 件以上の瓦の崩落、一部公共施設にひび割れ等が確認された。

なお、町内でこの地震による直接の人的被害はなかった。

## (2) 風雪水害

三芳町において近年発生した風雪水害の被害状況は、大災害に該当するものではなく、比較的小規模な床下浸水、田畑浸水及び降雪によるカーポートや農業ハウスの被害が報告されたのみとなっている。令和元年の台風 19 号の際も、大雨特別警報が発表され、災害救助法が適用されたが、町内の被害状況は、比較的小規模な床下浸水に留まった。

## 第3章 計画策定の基本的な考え方

### 3-1 基本方針

どのような災害が起ころうとも、本町にとって最悪な事態に陥ることのないよう、行政組織、地域経済、地域コミュニティのそれぞれが、被害を受けても迅速に復旧し、復興するため、平常時からの復旧・復興対策の推進、最悪の事態を発生させない都市環境の整備等、災害に強くしなやかで、持続可能な町を保つ必要がある。

また本町には鉄道がなく、災害時の広域的な防災・救援機能の充実を図るためには、関越自動車道を含む主要幹線道路をはじめとした道路交通網の強化が町の強靱化に寄与すると考えられる。

これらのことから、自助・共助・公助が連携し、事前の備えに努めることにより、国土強靱化を推進する。

### 3-2 基本目標

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本町における強靱化を推進するための基本目標を、次のとおり設定した。

- ① 住民の生命を最大限守る
- ② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する
- ③ 住民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減する
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とする備えをする

### 3-3 事前に備える目標（行動目標）

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本町の強靱化を推進するために必要な事項として、事前に備える目標を次のとおり設定した。

- ① 被害の発生抑制による人命の保護
- ② 救助・救急・医療活動による人命の保護
- ③ 交通ネットワーク、情報通信機能の確保
- ④ 必要不可欠な行政機能の確保
- ⑤ 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
- ⑥ 農業・産業の機能維持
- ⑦ 二次災害の発生抑制
- ⑧ 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復



## 第4章 脆弱性評価

### 4-1 脆弱性評価の考え方とリスクシナリオの設定

基本計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

脆弱性評価は、地域計画の策定に先立ち、想定する大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないような対策を講じているかを評価するものである。

評価に当たっては、基本計画や県地域計画と調和を保つことが必要であるため、両計画で設定された「起きてはならない最悪の事態」から、本町の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標（行動目標）に対応させた、30の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。その上で、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本町の取組を把握し、方向性を評価した。

事前に備える目標（行動目標）	「起きてはならない最悪の事態」		
1 被害の発生抑制による人命の保護	1 - 1	1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1 - 2	2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1 - 3	3	異常気象（竜巻・浸水）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1 - 4	4	災害対応の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動による人命の保護	2 - 1	1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
	2 - 2	2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2 - 3	3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
	2 - 4	4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等により多数の被災者の健康状態が悪化・死者が発生する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3 - 1	1	沿線建築物の倒壊等により、道路が閉塞する事態
	3 - 2	2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	3 - 3	3	物資の輸送が長期間停止する事態
	3 - 4	4	情報通信が輻輳・途絶する事態
	3 - 5	5	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能の確保	4 - 1	1	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	5 - 1	1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5 - 2	2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5 - 3	3	給水停止が長期化する事態
	5 - 4	4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5 - 5	5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 農業・産業の機能維持	6 - 1	1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
	6 - 2	2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7 二次災害の発生抑制	7 - 1	1	消火力低下等により、大規模火災が発生する事態
	7 - 2	2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7 - 3	3	危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復	8 - 1	1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
	8 - 2	2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8 - 3	3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8 - 4	4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8 - 5	5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8 - 6	6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

## 4-2 「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価

### (1) 評価の方法

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、過去の災害の記録等を基に、その事態の具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち町の取組を中心に抽出し、その内容を整理した。

これらを踏まえ、30の「起きてはならない最悪の事態」について、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。

### (2) 評価の結果

評価結果のポイントは次のとおりである。

- ▶ 大規模自然災害による30の「起きてはならない最悪の事態」を抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備えることが必要である。
- ▶ 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、学校の災害対応力や町防災計画で指定する避難所等の防災拠点（以下「防災拠点（避難所等）」という。）の強化に一層取り組む必要がある。住民の自助・共助に活用できるよう災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要がある。
- ▶ 社会機能の維持及び財産・施設の被害を最小化する観点から、道路・ライフライン・情報通信の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、ルート等の多重化や非常用電源の確保等の代替手段の確保にも一層取り組む必要がある。また、平常時からの連携関係の確立、産業・農業機能の確保に取り組み、災害時には、支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要がある。
- ▶ 財産・施設の被害を最小化する観点から、各種施設の耐震化・機能確保に取り組み、災害に強い町をつくる必要がある。

## 第5章 強靱化に向けた行動（事前に備える目標）

強靱化に向けて町が取り組む主な行動は、過去の災害から学ぶべき課題と脆弱性評価の結果を踏まえて設定する。

### 5-1 国内の過去の災害の際に生じた主な課題

#### (1) 地震（東日本大震災の際に生じた課題）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。東北地方を中心とする津波の被害で1万5千人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者、行方不明者や建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じた。放射能汚染、電力供給量の逼迫による計画停電、長期化する避難生活など、多くの課題が生じた。

#### (2) 洪水（令和元年台風第15号、19号の際に生じた課題）

令和元年9月9日に関東地方に上陸した台風第15号は、暴風により千葉県を中心に甚大な被害をもたらした。道路の寸断や通信設備の損傷により被害状況が把握できずに支援が遅れたほか、電気設備の損傷等により停電と断水が長期化し、その対策が課題となった。

同年10月12日に関東地方に上陸した台風第19号では、関東や甲信、東北地方を中心に記録的な大雨となり、多くの河川が氾濫して甚大な被害をもたらした。首都圏を中心に大勢の人が避難する事態となったことから、治水対策のほかに住民への避難情報の周知、避難行動や避難所運営のあり方等が課題となった。

## 5-2 重点的に推進する取組の設定

本計画では、第4章「脆弱性評価」に示した「起きてはならない最悪の事態」単位で、取組の重点化を図ることとする。脆弱性評価において事態の起こりやすさ、他の事態への影響の程度、本町の取組状況を踏まえ、「現在の取組を一層推進する必要がある」と評価された「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減に関する取組及び直近の災害から学ぶべき課題への対応について、当分の間、重点的に推進することとする。

事前に備える目標（行動目標）	「起きてはならない最悪の事態」	
		1-1
1 被害の発生抑制による人命の保護	1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4	災害対応の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動による人命の保護	2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等により多数の被災者の健康状態が悪化・死者が発生する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路が閉塞する事態
	3-3	物資の輸送が長期間停止する事態
4 必要不可欠な行政機能の確保	4-1	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3	給水停止が長期化する事態
	5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
6 農業・産業の機能維持	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害の発生抑制	7-1	消火力低下等により、大規模火災が発生する事態
	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復	8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

### 5-3 事前に備える目標別の強靱化に向けた行動

事前に備える目標（行動目標）別に、目標実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」を発生させないための主な取組を整理した上で、当分の間、重点的に推進する「強靱化に向けた主な行動」を示す。

行動目標① 被害の発生抑制による人命の保護

行動目標② 救助・救急・医療活動による人命の保護

行動目標③ 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

行動目標④ 必要不可欠な行政機能の確保

行動目標⑤ 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧

行動目標⑥ 農業・産業の機能維持

行動目標⑦ 二次災害の発生抑制

行動目標⑧ 大規模自然災害被害後の迅速な再建・回復

(1) 行動目標① 被害の発生抑制による人命の保護

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

1	-	1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1	-	2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1	-	3	異常気象（竜巻・浸水）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1	-	4	災害対応の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- A 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- B 住宅・建築物の耐震化等の促進
- C 災害情報の共有と住民への適切な提供
- D 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- E 学校の災害対応力の向上
- F 空き家対策の促進
- G 自助と共助による地域単位の防災力の向上

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防組織の充実・強化、消防施設・装備・高機能消防指令センター設備の計画的な整備・維持管理、広域的な応援受入体制の整備を図る。【入間東部地区事務組合消防本部】
- 消防団員の増員、活動技術の向上、施設・資機材の整備等、多面的な消防団強化対策を計画的に実施し、地域の消防力強化を図る。  
【入間東部地区事務組合消防本部、自治安心課】
- 建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会等において情報共有し、効果的な耐震化に努める。  
【都市計画課】
- 公共施設マネジメントに関する個別施設計画に基づき、施設の統廃合や保全的修繕等適正化を進め、適切な管理を行う。【施設マネジメント課、政策推進室、公共施設所管課】
- 行政職員・教職員等の意識と能力向上を図るため、今後、危機管理・防災に関する研修を増やすなど、職員の防災教育を充実させる。【自治安心課】
- 災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共

有化に取り組む。【自治安心課】

- 小中学校では、危機管理体制の整備、充実を図るとともに、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。【学校教育課】

(2) 行動目標② 救助・救急・医療活動による人命の保護

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

2	-	1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
2	-	2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
2	-	3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
2	-	4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等により多数の被災者の健康状態が悪化・死者が発生する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- A 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- B 災害時医療体制の確保
- C 要配慮者等への配慮の確保

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 大規模災害においては、本町管轄の消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要になると予測されるため、自衛隊等、支援部隊の円滑な支援が得られるよう受入体制を整える。【自治安心課、入間東部地区事務組合消防本部】
- AEDの設置を推進するとともに、その取扱いを含む応急手当の正しい知識と技術の習得のための講習会等の受講促進を図る。【入間東部地区事務組合消防本部】
- 災害時の医薬品等の調達を円滑に行えるよう、関係機関との運用体制の確認・整備を図る。【自治安心課、健康増進課】
- 健康管理指導などの保健衛生体制整備等による疾病・感染症の発生予防対策の充実、災害時に有用なトイレの整備及び適切な使用方法の普及・啓発、医療救護体制の充実化等による、疾病・感染症等の重症化・拡大防止の取組推進を図る。【自治安心課、健康増進課】



(3) 行動目標③ 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

3	-	1	沿線建築物の倒壊等により、道路が閉塞する事態
3	-	2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
3	-	3	物資の輸送が長期間停止する事態
3	-	4	情報通信が輻輳・途絶する事態
3	-	5	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- A 道路ネットワークの整備・通行の確保
- B 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- C 情報通信体制の強化
- D 災害情報の共有と住民への適切な提供

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 防災拠点（避難所等）へのアクセス確保のため、道路等を整備し、ルート多重化を図る。【道路交通課】
- 広域的なネットワークとして、災害時対応の機能向上のため、三芳スマートICのフルインター化・車種拡大（車長12m以下）の整備を行う。併せてアクセス道路等も災害対応時の交通や安全性の確保に向けた整備を図る。【道路交通課】
- 狭あい道路の拡幅に関する普及・啓発に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。【道路交通課】
- 救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、長寿命化・耐震化、浸水対策などの対策により幹線道路の交通網の確保対策を図る。【道路交通課】
- 緊急輸送道路等の耐震補強、IC等への物流ルートとのアクセス確保のための道路を整備する。【道路交通課】
- 住民への情報伝達手段として、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、メール配信サービス「地域コミュニティメール」、防災行政無線及びその戸別受信機、広報車等の適切な運用、町ホームページ・SNS（ツイッター等）・ケーブルテレビ・コミュニティFMなどの複数媒体による情報伝達方法の確保や放送等の難聴エリア対策等を進め、今後も情報インフラの充実を図る。【自治安心課】

(4) 行動目標④ 必要不可欠な行政機能の確保

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

4	-	1	<b>町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態</b>
---	---	---	--

イ 強靱化に向けた主な取組

- A 防災拠点（避難所等）の強化
- B 行政機関の業務継続の確保
- C 応急対応に必要な非常用電源等の確保
- D 防災知識の普及啓発
- E 職員派遣体制の確立

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 総合防災訓練等、消防や警察、自衛隊なども参加した合同訓練等を実施する。また、町と防災関係機関が連携を図りながら図上訓練等を継続的に実施し、本町の災害対応力の向上を図る。【自治安心課】
- 実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源の確保を進める。【施設マネジメント課】
- 防災関係機関との災害時対応の連携強化のため、三芳スマート I C のフルインター化・車種拡大（車長 12m 以下）の整備を行う。【道路交通課】
- 自治体間等で相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、広域的な協定の締結を推進するなど、連携強化を図る。【自治安心課】
- 業務継続計画（BCP）の検証と見直しを実施し、災害対応に関わるマニュアル等の作成を進め、業務継続に必要な体制整備の強化を図る。【政策推進室、健康増進課】
- 被災者支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、町社会福祉協議会やボランティア団体等との連携体制を強化するとともに、災害ボランティアの募集や、災害ボランティア講座等を開催し、人材育成を図る。【社会福祉協議会、福祉課、自治安心課】

(5) 行動目標⑤ 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

5-	1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-	2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5-	3	給水停止が長期化する事態
5-	4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
5-	5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- A 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化
- B 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保
- C 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- D 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化
- E 避難所の公衆衛生と生活の質の確保
- F 平常時からの連携関係の確立

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 食料や日用品、燃料、仮設トイレ等資機材の充実等、備蓄品を計画的に整備し、地域バランスや配送方法等を考慮しつつ備蓄場所の確保を図る。【自治安心課】
- 電気・ガス等の供給の長期間停止が、被災者の生活及び経済活動に大きな打撃を生ずることは近年の災害から明らかであるため、対策強化を企業へ要請していくとともに、災害協定などにより体制強化を図る。【自治安心課】
- 軟弱地盤に布設されている配水管及び基幹管路である井戸から汲み上げた原水を浄水場へ運ぶ導水管について、優先的に耐震化を実施する。【上下水道課】
- 汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、施設の耐震化等の災害予防と適切な維持管理、生活排水対策等の推進を図る。【上下水道課、環境課、入間東部地区事務組合】
- 避難所の環境改善の一環として、災害用トイレ、段ボール製簡易ベッド等の充実について検討する。また、地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーや防災士を育成する。【自治安心課】

(6) 行動目標⑥ 農業・産業の機能維持

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

6-	1	<b>農業・産業の生産力が大幅に低下する事態</b>
6-	2	<b>金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態</b>

イ 強靱化に向けた主な取組

- A 平常時からの産業創出
- B 金融機能・産業機能の維持
- C 産業を担う人材の育成・確保
- D 平常時からの農業生産の確保

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 本町の経済活動を強化するため、企業ニーズの把握に努め、本町への企業立地を促進するとともに、企業の集積や操業環境の向上を図る。【道路交通課】
- 災害時の協力体制の充実を図るため、協定締結企業の拡大に努め、企業や団体との防災に関するネットワーク構築を図る。【自治安心課】
- 地震や洪水などの自然災害、感染症や大事故などが発生しても企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画（BCP）についての普及を進め、策定支援を行う。【埼玉県、観光産業課】

(7) 行動目標⑦ 二次災害の発生抑制

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

7-	1	<b>消火力低下等により、大規模火災が発生する事態</b>
7-	2	<b>洪水抑制機能が大幅に低下する事態</b>
7-	3	<b>危険物・有害物質等が流出する事態</b>

イ 強靱化に向けた主な取組

- A 災害に強いまちづくり
- B 有害物質等の流出対策の確実な実施

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 災害発生時に「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちが守る」という自助・共助を基本とし、火災の発生、拡大を抑

えるために平常時から地域で対応できる体制を整え地域の防災力向上を図る。【自治安心課、入間東部地区事務組合消防本部】

- 平常時から公共施設の消防用設備について定期的に点検等を行うとともに、避難訓練等の実施を行い、防災意識の高揚を図る。

【施設マネジメント課、公共施設所管課、入間東部地区事務組合消防本部】

- 老朽化した木造住宅密集地の改善や、耐火性の高い建築物への建替えを促進する。【都市計画課】
- 県と町が連携・協力し、土地区画整理事業や、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を推進する。【都市計画課】
- 災害時において指定緊急避難場所として活用される身近な公園を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進する。【都市計画課】
- 災害発生時の有害物質流出の事前対策として、事業者への継続的な指導・啓発を行うとともに、発災後に流出した有害物質の感知や災害対応に必要な資機材の整備等の実施により、迅速に対応できる体制を確保・整備する。【環境課】

(8) 行動目標⑧ 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

8-	1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
8-	2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-	3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
8-	4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
8-	5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
8-	6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- A 応急復旧の体制整備
- B 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- C 災害廃棄物の適正処理の推進
- D 発災前からの都市の復興への備え
- E 農業生産基盤等の整備
- F 支援・受援体制の確立

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制の整備や、環境保全に支障のない一時仮置き場の確保を図る。【環境課】
- 道路、橋梁等について、対策が必要となる箇所を早期発見のため、パトロールや点検を継続して推進する。【道路交通課】
- 応急復旧について、被災時には、国や県と連携するほか、他市区町村等との災害時相互応援協定等により、資機材の貸し付けや人員派遣等について相互協力を行う。被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。【自治安心課】
- 受援計画を策定し、国や地方自治体等からの支援を迅速かつ的確に受けられるようにする。【自治安心課】
- 大規模自然災害発生時の被害を小さくし迅速な再建・回復ができるよう、水路や調整池等の計画的な整備により、広域かつ長期にわたる被害とならないよう治水安全度の向上を図る。【道路交通課、上下水道課】

## 第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針

### 6-1 施策分野の設定

本計画における施策分野は、基本計画及び県地域計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を次のとおり設定する。

個別施策分野	1	行政機能
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	国土保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション
	16	老朽化対策

### 6-2 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係

横断的分野を除く施策分野と脆弱性評価で設定した30の「起きてはならない最悪の事態」の関係を整理した。

■施策分野と30の「起きてはならない最悪の事態」

	施策分野													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	行政機能	住宅・都市	保健医療	福祉	エネルギー	情報通信	産業	交通	農業	保全	ライフライン	教育	土地利用	環境
「起きてはならない最悪の事態」														
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○	○								○		
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○	○								○		
1-3	異常気象（竜巻・浸水）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○						○	○	○	○		
1-4	災害対応の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	○						○			○	○		
2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態	○	○	○				○		○		○		
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態			○										
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態			○							○			
2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等による多数の被災者の健康状態が悪化・死者が発生する事態													
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路が閉塞する事態		○					○		○				
3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	○						○						
3-3	物資の輸送が長期間停止する事態		○					○		○	○			
3-4	情報通信が輻輳・途絶する事態					○				○				
3-5	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	○												
4-1	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	○	○	○		○	○	○		○	○	○		
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	○			○			○		○	○			
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態				○					○				
5-3	給水停止が長期化する事態						○			○	○			
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態									○	○			
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○	○	○										
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態							○	○	○	○			
6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態							○	○	○	○			
7-1	消火力低下等により、大規模火災が発生する事態	○	○											
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態	○	○											
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態													○
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態		○											○
8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態							○		○				
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態		○							○	○		○	
8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態									○	○			
8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態									○	○			
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態						○							

6-3 施策分野ごとの取組の方向性

施策分野ごとの三芳町の取組の方向性は、次に示すとおりである。

(1) 行政機能

消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減【自治安心課、人間東部地区事務組合消防本部】①A②A

- ・ 地震による建物倒壊等の災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・救急活動を行う消防組織の研修及び訓練を計画的に実施する。
- ・ 大規模災害においては、本町管轄の消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要になると予測されるため、支援部隊の円滑な支援が得られるよう受入体制を整える。
- ・ 女性・学生消防団員の確保等による消防団員の増員、活動技術の向上、施設・資機材の整備等、多面的な消防団強化対策を計画的に実施し、地域の消防力強化を図る。
- ・ 大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、職員を対象とした研修や訓練を実施する。



防災拠点（避難所等）の強化【自治安心課、入間東部地区事務組合消防本部、都市計画課、道路交通課】④A

- ・ 総合防災訓練等、消防や警察、自衛隊なども参加した合同訓練の実施や計画の見直し等を行う。また、町と防災関係機関が連携を図りながら図上訓練等を継続的に実施し、本町の災害対応力の向上を図る。
- ・ 消防本部・消防署（分署）・消防団車庫の耐震化を進める。
- ・ 実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の確保を進める。
- ・ 防災関係機関との災害時対応の連携強化のため、三芳スマートICのフルインター化・車種拡大（車長12m以下）の整備を行う。
- ・ 防災拠点（避難所等）において、災害時に備え、物資の備蓄や備蓄倉庫の整備、施設の保全的修繕等適正化を行う。
- ・ 防災拠点（避難所等）へのアクセス確保のため、道路等を整備し、ルートの多重化を図る。
- ・ 緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援を行い、耐震化を進める。

災害情報の共有と住民への適切な提供【自治安心課、秘書広報室、総務課】①C、③D

- ・ 町が発令する避難勧告等の災害情報を町ホームページに掲載する。
- ・ 住民への情報伝達手段として、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、メール配信サービス「地域コミュニティメール」、防災行政無線及びその戸別受信機、広報車等の適切な運用、町ホームページ・SNS（ツイッター等）・ケーブルテレビ・コミュニティFMなどの複数媒体による情報伝達方法の確保や放送等の難聴エリア対策等を進め、今後も情報インフラの充実を図る。
- ・ 外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行う。
- ・ 洪水時における水防団（消防団）等の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、情報を収集・提供する。

応急対応に必要な非常用電源等の確保【政策推進室、施設マネジメント課、教育総務課、上下水道課】④C

- ・ 町有施設の設備設計の際に太陽光発電等の創エネ設備やLED照明、断熱窓など省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。ま

た、夜間や悪天候時における電気の利用を可能とするため、蓄電池や電気自動車の導入も検討する。

- ・ 浄・配水施設では、送水が継続できるよう非常用自家発電設備の計画的な保守点検を行う。

#### 職員派遣体制の確立【総務課、自治安心課】④E

- ・ 被災地に対する人的支援に当たって、速やかな情報伝達や意思決定が図られるよう、連絡系統や意思決定、役割分担等に関し検討・整理し、全庁的な共有化を図る。また、県や他市区町村等との協力のあり方についても整理する。
- ・ 職員の災害対応力という観点からも、積極的な職員派遣を行い、得た知識や経験をマニュアル改定、研修等に役立てる。
- ・ 被災地で不足している専門的人材を速やかに派遣できるよう、専門的知識や技術を有する人材の情報管理及び育成を行う。

#### 支援・受援体制の確立【自治安心課、社会福祉協議会】⑧F

- ・ 受援計画を策定し、国や県、他市区町村等からの支援を迅速かつ的確に受けられるようにする。
- ・ 本町が被災し、他市等からの人的支援を受けるに当たって、速やかに応援要請や受け入れができるよう、早急な情報収集や他機関との情報共有の方法、役割分担やOA機器等の準備等に関し検討・整理する。
- ・ 被災地でボランティアの受け入れを必要とするニーズと、ボランティアとして支援を希望する者をマッチングするコーディネーターの養成等について検討する。

#### 行政機関の業務継続の確保【政策推進室、健康増進課、自治安心課】④B

- ・ 業務継続計画（BCP）の検証と見直しを実施し、災害対応に関わるマニュアル等の作成を進め、業務継続に必要な体制整備の強化を図る。
- ・ 被災により他市区町村等が機能を喪失した場合、業務に応じた応援が実施できるよう派遣可能者リストを事前に作成しておく。

#### 応急復旧の体制整備【自治安心課、各所管課】⑧A

- ・ 被災時には、国や県と連携するほか、他市区町村等との災害時相互応援協定等により、資機材の調達や人的支援の受け入れ等について相互協力を行う。
- ・ 被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。
- ・ 住民の安否及び被災程度の確認を目的としたパトロールの実施方

法等を検討する。

(2) 住宅・都市

住宅・建築物の耐震化等の促進【施設マネジメント課、都市計画課、自治安心課、公共施設所管課】①B

- ・ 公共施設マネジメントに関する個別施設計画に基づき、施設の統廃合や保全的修繕等適正化を進め、適切な管理を行う。
- ・ 建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。
- ・ 震災直後の宅地及び建築物の危険度を判定する被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士を養成し、判定体制を整備・維持する。

空き家対策の促進【自治安心課、都市計画課、環境課、政策推進室】①F

- ・ 空き家の適正管理及び利活用、老朽空き家の除去を支援する。
- ・ 民間事業者等との連携を図り、既存住宅ストックの管理適正化を推進し、コミュニティによる有効活用の検討や空き家バンク等による流通の活性化を進める。

災害に強いまちづくり【都市計画課、自治安心課】⑦A

- ・ 耐火性の高い建築物への建替えの促進によるまちの不燃化の推進、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を推進する。
- ・ 災害時において指定緊急避難場所として活用される身近な公園を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進する。
- ・ 防災拠点（避難所等）として設備等が整備された施設では、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように訓練を実施する。
- ・ 浸水被害を軽減するため、今後は優先的に整備すべき排水区を選定し、段階的に効率的な事業計画を策定する。

(3) 保健医療

災害時医療体制の確保【入間東部地区事務組合消防本部、健康増進課、自治安心課】②B

- ・ 救急隊員が行う応急処置等の質を医学的観点から保証するメディカルコントロール体制の強化を図る。病院前救護の充実のため、救急救命士の計画的な養成とスキルの維持向上のための再教育等

を実施する。

- ・ 医師会等医療関係機関と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制等の整備等を推進する。
- ・ 災害時の医薬品等の調達を円滑に行えるよう、関係機関との運用体制の確認・整備を図る。
- ・ 健康管理指導などの保健衛生体制整備等による疾病・感染症の発生予防対策の充実、災害時に有用なトイレの整備及び適切な使用方法の普及・啓発、医療救護体制の充実化等による、疾病・感染症等の重症化・拡大防止の取組推進を図る。

#### (4) 福祉

要配慮者等への配慮の確保【自治安心課、福祉課、健康増進課】②C

- ・ 福祉避難所開設訓練を実施する。
- ・ 高齢者等に対する各種サポート事業や施設整備を進めるとともに、災害時の情報伝達や避難行動等について周知を図る。
- ・ 福祉避難所等において、常備薬、非常食の確保とともに、要支援者に必要な備品等の確保も併せて促進する。

#### (5) エネルギー

再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保【環境課】⑤B

- ・ 太陽光発電等の創エネ設備やLED照明、断熱窓など省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。また、夜間や悪天候時における電気の利用を可能とするため、蓄電池や電気自動車の導入を進める。
- ・ エネルギーの安全・安心を確保するため、住宅用の太陽光発電設備や蓄電池等の導入を促進する。

次世代自動車の普及【環境課、施設マネジメント課】⑤B

- ・ EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）の充電インフラの整備を進める。

#### (6) 情報通信

情報通信体制の強化【財政デジタル推進課】③C

- ・ 情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）の検証と見直しを実施し、非常時優先業務に必要なIT資源（情報システムや情報ネットワーク）の継続性を確保して、大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう備える。

(7) 産業

平常時からの産業創出【道路交通課】⑥A

- ・ 埼玉県の企業誘致政策と連携しつつ、企業や民間デベロッパーの動向を積極的に収集し、優良企業の誘致を促進する。

金融機能・産業機能の維持【埼玉県、観光産業課】⑥B

- ・ 町内中小企業におけるBCPの策定について、埼玉県及び三芳町商工会と連携し、普及・支援を行う。
- ・ 県制度融資の経営安定資金（災害復旧関連）活用を促し、被災時の民間企業の事業継続を支援する。

(8) 交通

道路ネットワークの整備・通行の確保【道路交通課】③A

- ・ 道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進める。
- ・ 防災拠点（避難所等）や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、未接続道路等を整備、推進を図る。
- ・ 広域的なネットワークとして、災害時対応の機能向上のため、三芳スマートICのフルインター化・車種拡大（車長12m以下）の整備を行う。併せてスマートICとのアクセス道路等も災害対応時の交通や安全性の確保に向けた整備を図る。
- ・ 救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、長寿命化・耐震化、浸水対策などの対策により幹線道路の交通網の確保対策を図る。
- ・ 緊急輸送道路等の耐震補強、IC等への物流ルートとのアクセス確保のための道路整備を推進する。
- ・ 狭あい道路の拡幅に関する普及・啓発に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。

道路施設の耐震化等による安全性の向上【道路交通課】③B

- ・ 古い基準で建設された橋梁等の耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、管理道路の安全確保を図る。

(9) 農業

平常時からの農業生産の確保【観光産業課】③B

- ・ 青年の就農意欲の向上と就農後の定着を国の制度を活用して進め

るとともに、関係機関が連携して質の高い新規就農者の育成等を支援する。また、平常時から荒廃農地解消や農地集約により農地の健全な維持を図り、生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援を進める。

- ・ スマート農業を推進し、農作業の効率化や省力化による生産性の向上を図る。

**農業生産基盤等の整備【観光産業課、環境課】**

- ・ 鳥獣害対策指導者の育成、地域での被害防止活動への支援により、鳥獣害被害対策を進める。

(10) 国土保全

**治水施設の整備・減災に向けた取組の強化【道路交通課】①D、⑧B**

- ・ 大規模自然災害時の被害を小さくし、迅速な再建・回復ができるよう、水路等の計画的な長寿命化により、治水安全度の向上を図り、被害の広域化、長期化を防ぐ。

(11) ライフライン

**市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化【上下水道課】⑤D**

- ・ 下水道施設の点検調査等を行い、その結果を基に修繕、改築更新を実施する。
- ・ 下水道施設は機能確保のため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の維持管理、老朽更新等を計画的に進める。
- ・ 避難所付近の排水機能確保のため、マンホールの耐震化を進める。
- ・ 緊急輸送道路等の災害時に通行を確保する必要がある道路上にあるマンホールの浮上防止対策、老朽蓋の交換を実施する。
- ・ 災害時の行政機能の低下を補完するため、災害時支援に関するルールによる応急対応が実施できるよう備える。

**安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化【上下水道課】⑤A**

- ・ 配水管の点検調査等を実施し、その結果を基に修繕・補修を実施する。
- ・ 災害に備えて、浄・配水施設の非常用自家発電設備の保守点検を計画的に進める。
- ・ 水道施設の老朽化対策については、既に浄水場施設の改修は着手している。水道管については、給水機能を確保するため、アセッ

トマネジメント計画を改定する。

(12) 教育

学校の災害対応力の向上【学校教育課、教育総務課】①E

- ・ 学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。各学校において地域の関係機関との連携を推進する。
- ・ 小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。
- ・ 小中学校施設については、トイレの洋式化や老朽化した校舎、体育館（柔剣道場含む）の大規模改修等を計画的に進める。

(13) 土地利用

発災前からの都市の復興への備え【自治安心課、都市計画課】⑧D

- ・ 都市機能の維持のためのコンパクトシティとネットワークの形成といった観点から土地利用を形成していく。
- ・ 「復興まちづくりイメージトレーニング」等を実施することにより、復興まちづくりの課題の抽出や復興に携わる人材の育成・確保を行う。
- ・ 復興期に必要な住戸の確保について、住宅の自力再建ができるよう地震保険の啓発を進めるとともに、災害協定による民間賃貸住宅の一時利用等を活用し、効果的な住宅対策に努める。

(14) 環境

災害廃棄物の適正処理の推進【環境課】⑧C

- ・ 短期間に大量に発生する災害廃棄物を適切に処理するための行動内容を整理する。

有害物質等の流出対策の確実な実施【環境課】⑦D

- ・ 事業者への継続的な指導・啓発を行うとともに、発災後に流出した有害物質の感知や災害対応に必要な資機材の整備等により、流出事故に迅速に対応できる体制を確保・整備する。

(15) 地域づくり・リスクコミュニケーション

自助と共助による地域単位の防災力の向上【自治安心課、福祉課】

①G、⑤C

- ・ 減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用

伝言サービスの体験、3日分以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける防災事業等を実施する。

- ・ 「自分の地域は自分で守る」ための取組として、地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーの育成や、自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行う。
- ・ 元気な高齢者が地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくり等の支援を進める。

#### 防災知識の普及啓発【自治安心課】④D

- ・ 自助・共助の観点から地震災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた資料を作成するとともに、民間団体等の取組も活用して防災知識の普及啓発を進める。
- ・ 行政連絡区や、自治会等の地域団体や企業等を対象に、自主防災組織と連携し、防災啓発活動を実施する。

#### 平常時からの連携関係の確立【自治安心課】⑤F

- ・ 幅広い業種の企業等と災害時応援協定を締結し、協定の実効性を高める取組を進める。
- ・ 被災時の物資輸送については、民間事業者等との協定締結による、町内の民間倉庫等に救援物資の一時保管や機材・人材・物流専門家の派遣等について備えを進めるとともに、避難所に物資が届くよう連携の強化を図る。

#### 避難所の公衆衛生と生活の質の確保【自治安心課、環境課】⑤E

- ・ 平常時からの体制整備、訓練や研修の実施、災害発生時の役割分担や受援体制に関する整備等を進める。
- ・ 平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。
- ・ 徒歩避難を原則とするものの、被災時に車中泊避難が発生することも想定した避難者対応等を検討する。
- ・ 避難所の環境改善の一環として、災害用トイレ、段ボール製簡易ベッド等の充実について検討する。

#### 避難所運営【自治安心課、福祉課、健康増進課、こども支援課】②

##### C、③D

- ・ 避難所における要配慮者への支援等について検討する。
- ・ 避難所運営関係者が有効に活用できる情報収集手段等を整備する。
- ・ 基礎的な避難所運営の知識を身に付けるとともに、避難所運営体



制を整備する。

- ・ 福祉避難所の開設訓練や環境整備等を行う。

#### (16) 老朽化対策

公共施設の計画的な老朽化対策の推進【施設マネジメント課】①B

- ・ 公共施設をより効果的・効率的に活用していくため、公共施設マネジメントに関する個別施設計画に基づき、施設の統廃合や保全的修繕等適正化を進める。

## 第7章 地域強靱化の推進に向けて

### 7-1 地域強靱化に向けた推進体制の確保

計画に関する具体的な取組については、第5章、第6章及び三芳町地域防災計画等の当該取組が位置付けられた計画等に基づき着実に推進するものとする。

本計画は、町だけでなく、ライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組を含め、本町における強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものである。本計画を踏まえ、住民、民間企業及び行政機関等、社会を構成する主体が担うそれぞれの役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要である。

#### (1) 住民の役割

大規模自然災害が発生した場合、現在の当たり前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予測される。平常時から備える「3つの自助の取組※」等により自らの命を守るとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待される。

加えて、「自分の地域は自分で守る」ため、近所とのつながりづくりや自主防災組織への参加を通じて平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待される。

※家具の固定、災害用伝言サービスの体験利用、3日以上の水・食料の備蓄

#### (2) 民間企業の役割

民間企業による経済活動は、住民の安定した生活を支えたり、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っている。大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、地域経済を停滞させないよう活動を継

続することが期待される。

また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待される。

加えて、住民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平常時のサービス水準を回復できるようにすることが期待される。

### (3) 行政機関の役割

本町の強靱化を実効性あるものとするためには、大規模自然災害のリスク等を直視し、強靱化地域計画を策定したうえで、その取組を総合的かつ計画的に進めることが必要である。

また、住民、民間企業等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていく。

なお、本計画に基づく事業の実施については、別紙、交付金・補助金等を活用するものとする。

## 7-2 計画の見直し

本計画については、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の進捗状況等を考慮して、計画内容の見直しを行うこととする。

【別紙】

令和2年12月14日時点

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業
内閣府	1	地方創生整備推進交付金	地方創生整備推進交付金事業
警察庁	2	都道府県警察施設整備費補助金 (警察施設整備関係)	庁舎等整備事業
	3	特定交通安全施設等整備事業に係る補助金	災害に備えた交通安全施設等の整備事業
	4	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	地上基幹放送ネットワーク整備事業 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業 「新たな日常」の定着に向けた ケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業
総務省	5	無線システム普及支援事業費等補助金	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業 公衆無線LAN環境整備支援事業 民放ラジオ難聴解消支援事業
	6	消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備費補助金
	7	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備費補助金
	8	学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金
文部科学省	9	認定こども園施設整備交付金	認定こども園整備 幼稚園耐震化整備
	10	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業(耐震診断) 伝統的建造物群基盤強化事業 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 民俗文化財の保存修理等 国宝・重要文化財等美術工芸品保存修理技術強化事業 重要文化的景観保護推進事業
	11	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	重要文化財等防災施設整備事業
	12	地方改善施設整備費補助金	隣保館等施設整備費補助金
厚生労働省	13	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金
	14	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金
	15	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等整備事業
	16	保育所等整備交付金	保育所等整備交付金
	17	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
	農林水産省	18	農業・食品産業強化対策整備交付金
19		農村地域防災減災事業費補助	農村地域防災減災事業
20		農山漁村地域整備交付金	農業農村基盤整備事業 森林基盤整備事業 水産基盤整備事業 海岸保全施設整備事業
21		農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業
22		農山漁村活性化対策整備交付金	農山漁村活性化整備対策 鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合支援事業
23		農山漁村活性化対策推進交付金	鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合支援事業
24		治山事業	緊急予防治山事業
25		森林整備事業	山村強靱化林道整備事業
26		林業・木材産業成長産業化促進対策	山村地域の防災・減災対策
27		森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林・山村多面的機能発揮対策交付金
28		水産物供給基盤整備事業費補助	水産物流通基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業
29		水産資源環境整備事業費補助	水産生産基盤整備事業
30		浜の活力再生・成長促進交付金	浜の活力再生・成長促進交付金
31		漁村振興対策地方公共団体整備費補助金	漁港機能増進事業
32	海岸保全施設整備事業費補助	海岸保全施設整備事業(農地海岸) 海岸保全施設整備事業(漁港海岸)	
経済産業省	33	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費 過疎地等における石油製品の流通体制整備事業 次世代燃料供給体制構築支援事業費SS過疎地対策計画策定支援事業
国土交通省	34	防災・安全交付金	道路事業 港湾事業 河川事業 (その他総合的な治水事業を含む) 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業 下水道事業 海岸事業 都市公園・緑地等事業 市街地整備事業<都市防災推進事業> 市街地整備事業<都市再生区画整理事業> 市街地整備事業<市街地再開発事業等> 地域住宅計画に基づく事業 住環境整備事業
	35	住宅市街地総合整備促進事業費補助	密集市街地総合防災事業 空き家対策総合支援事業 地域居住機能再生推進事業 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業
	36	港湾改修費補助	港湾改修費補助
	37	海岸保全施設整備事業費補助	海岸保全施設整備連携事業 大規模海岸保全施設改良事業 津波対策緊急事業
	38	地籍調査費負担金	地籍調査費負担金

	39	地籍整備推進調査費補助金	地籍整備推進調査費補助金
	40	特定洪水対策等推進事業費補助	事業間連携河川事業 大規模特定河川事業 大規模更新河川事業
	41	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	特定都市河川浸水被害対策推進事業
	42	特定土砂災害対策推進事業費補助	事業間連携砂防等事業 大規模特定砂防等事業 大規模更新砂防等事業 まちづくり連携砂防等事業
	43	下水道防災事業費補助	浸水対策下水道事業費補助
	44	都市安全確保促進事業費補助金	都市安全確保促進事業
	45	無電柱化推進事業費補助	無電柱化推進計画事業
	46	道路交通安全施設等整備事業費補助	交通安全対策事業(地区内連携)
	47	道路更新防災等対策事業費補助	道路更新防災対策事業
	48	地域連携道路事業費補助	地域連携道路事業
	49	交通連携道路事業費補助	交通連携道路事業
	50	道路交通円滑化事業費補助	交通円滑化事業
	51	空港整備事業費補助金	空港整備事業
環境省	52	自然環境整備交付金	国立公園整備事業 国立公園等整備事業
	53	環境保全施設整備交付金	国立公園整備事業
	54	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)	浄化槽設置整備事業 公共浄化槽等整備推進事業
	55	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業
	56	循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設分)	循環型社会形成推進交付金事業
	57	廃棄物処理施設整備交付金	廃棄物処理施設整備交付金事業